

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例(素案)に対するパブリックコメント実施要領

令和7年8月1日
北中城村企画振興課

1. 目的

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例(素案)の作成にあたり、地域住民の参画を得るとともに幅広く意見を反映させるため、条例(素案)の内容を公表し、本村が目指すまちづくりへの意見を村民等から募集する。

2. 募集期間:令和7年8月1日(金)から令和7年8月25日(月)まで

3. 募集方法

意見様式に必要事項を記入し、次のいずれかの方法により募集を行う。

- (1) 直接提出:北中城村企画振興課へ提出。
- (2) メールでの提出:di-kikakushinko@vill.kitanakagusuku.lg.jp
- (3) 郵送提出:以下の宛先へ郵送する。なお、募集期間締切日までの消印を有効とする。

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426-2 北中城村役場 企画振興課 宛

- (4) ファックスによる提出:北中城村企画振興課宛

4. 公表(縦覧)方法

村ホームページのほか、以下の場所にて公表(縦覧)する。

- (1) 北中城村役場 企画振興課

5. 募集対象者

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人・法人等
- (3) 村内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 村内に所在する学校に在学する者
- (5) その他、パブリックコメントに係る事案に利害関係のある者

6. その他

- (1) 意見に対する個別の回答と電話・口頭による意見の受け付けは行わないものとする。
- (2) 意見は内容のみを公表し、プライバシーの保護に十分留意するものとする。
- (3) 意見は、村の意見を付して村ホームページで公表するとともに、条例案策定の参考とする。